

平成26年度 事業報告・決算等を承認

国保だより

国保組合事務局
TEL 03-3260-6441
FAX 03-3260-7534

建設職能国保

建設職能国保組合 第56回臨時組合会開催

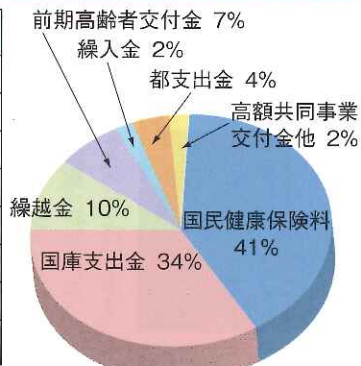
東京建設職能国保組合は、第56回臨時組合会を7月24日(金) 午後2時から建設職能会館(新宿区市谷田町)で開催し、組合会議員や理事・監事33名が出席し、「平成26年度事業報告」「平成26年度決算報告」「平成26年度決算剰余金の処分」などを審議し、いずれも原案どおり可決・承認されました。

被保険者数は、保険料値上げの影響が最小限に止まったものの、依然減少傾向が続く、前年度より5%減少した。保険料は値上げの結果、前年度より10%近く増収になったが、国庫補助金は平成23年度から実施された算定方法の見直しと、補助率が低く設定されている健康保険適用除外を受けて加入する組合員の比率が年々高くなる傾向がある。

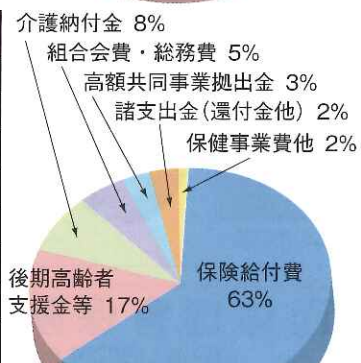
平成26年度は、保険料値上げの影響が最小限に止まったものの、依然減少傾向が続く、前年度より5%減少した。保険料は値上げの結果、前年度より10%近く増収になったが、国庫補助金は平成23年度から実施された算定方法の見直しと、補助率が低く設定されている健康保険適用除外を受けて加入する組合員の比率が年々高くなる傾向がある。

歳入歳出決算

歳入	26年度 (千円)	25年度(参考) (千円)	対前年比
国民健康保険料	1,122,965	1,022,420	9.8%
国庫支出金	933,375	1,021,520	-8.6%
繰越金	268,369	403,688	-33.5%
前期高齢者交付金	179,232	169,250	5.9%
繰入金	50,000	130,000	-61.5%
都支出金	122,542	123,653	-0.9%
高額共同事業交付金他	67,502	82,161	-17.8%
歳入合計	2,743,985	2,952,692	-7.1%



歳出	26年度 (千円)	25年度(参考) (千円)	対前年比
保険給付費	1,623,246	1,729,963	-6.2%
後期高齢者支援金等	424,176	445,636	-4.8%
介護納付金	212,163	217,082	-2.3%
組合会費・総務費	132,724	128,864	3.0%
高額共同事業拠出金	66,630	71,650	-7.0%
諸支出金(還付金他)	75,817	47,646	59.1%
保健事業費他	37,940	43,482	-12.7%
歳出合計	2,572,696	2,684,323	-4.2%



歳入歳出差引額	(千円) 171,289
---------	-----------------

平成26年度 事業報告概要

国民健康保険料

支部と組合員の皆様のご協力により100%収納しました。

被保険者数 (年間平均)

組合員 3,544人
家族 4,746人
前年比較で438人減

補助金の状況

療養の給付、後期高齢者支援金などの補助対象事業費に対し、国庫・都費補助金は約10.6億円の収入となったが、前年度より約9千万円の減額となりました。

保険給付の状況

収支に一番大きな影響を与える医療費は1人当たり年間費用で236,443円でした。

・高額療養費	1,921件	・葬祭費	19件
・出産育児一時金	48件	・傷病手当金	140件
・出産手当金	5件		

保健事業

- ・特定健診受診者1,506人(受診率27%)
- ・特定保健指導9人(同4%)
- ・人間ドック受診者549人
- ・インフルエンザ補助金1,053人
- ・健康家庭表彰179世帯
- (1年間無受診世帯に1万円のギフト券を贈呈)
- ・出産した46世帯に月刊誌「赤ちゃんともママ」を贈呈
- ・救急絆創膏を全世帯に配布
- ・医療費のお知らせを、5月と9月に受診した世帯に送付
- ・ジェネリック医薬品差額通知を年3回実施

高齢受給者証を更新しました

高齢受給者証の所得確認にご協力いただきありがとうございました。平成27年8月より医療機関にかかる場合は、被保険者証と一緒に新しい高齢受給者証を提出して下さい。高齢受給者証を提出することにより、医療機関での自己負担は下記ようになります。(※現役並み所得者とは70歳以上で住民税課税所得が145万円以上の方がいる世帯です)

- ◎現役並み所得者に該当しない世帯で昭和19年4月1日以前生まれの方…1割
- ◎現役並み所得者に該当しない世帯で昭和19年4月2日以降生まれの方…2割
- ◎現役並み所得者に該当する方…3割

《加入者数》

組合員	3,256人
家族	4,296人
後期高齢者組合員	193人
計	7,745人

(27年6月末現在)

法人事業所の皆さんへ 組合員現況調査にご協力を

この度、当組合では組合員資格の現況調査を実施いたします。組合員の皆様には何かとご多用とは存じますが、国保組合の運営上重要な調査ですのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 調査目的

組合員(被保険者)の資格の適正化

2 調査対象者

平成27年8月1日現在の法人事業所における有資格組合員

3 提出書類と提出期限

提出書類	提出期限	提出先
■事業主の方 ・現況調査票(事業主用) ・登記簿謄本または履歴事項全部証明書(原本)	平成27年9月4日	所属支部組合または当組合
■従業員の方 ・現況調査票(従業員用)		

◆詳しくは8月上旬に送付いたしました「組合員の皆様へ」をご確認ください。

海外で止むを得ず渡航先の医療機関で診療を受けた場合 海外療養費の申請ができます

※海外療養費とは

海外渡航中に病気やケガで止むを得ず渡航先の医療機関で診療を受けた場合、帰国後、医療費の一部について払い戻しを受けることができる制度です。

海外療養費が支給されるのは、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。

▲臓器移植や不妊治療等の治療目的で渡航された際にかかる医療費は、支給の対象になりません。

※支給される金額

海外の病院等での治療は各国によって異なります。海外療養費の額は、日本国内での同様の病気やケガをして国民健康保険で治療を受けた場合を基準にします。

▲支給額決定の際には、支給決定日の外国為替換算率(売レート)が用いられます。

※申請および支給までの手順

- 1 渡航の前に、所属支部または当組合で「診療内容証明書」「領収明細書」の用紙を受け取り、渡航先に携帯してください。
- 2 渡航先で病気やケガをした場合、治療費の全額を医療機関に支払い、領収書を受け取ります。「診療内容証明書」「領収明細書」を現地の医師に記入してもらい、受け取ります。なお、月をまたがって受診した場合、1ヶ月単位で作成してもらってください。
- 3 帰国後、必要書類を添付して所属支部へ申請をしてください。
- 4 審査機関で書類を審査し、支給決定いたします。

※提出書類

提出書類名	説 明
① 療養費支給申請書	支給申請書の「療養の給付を受けることができなかった理由」欄に具体的な渡航目的を記入してください
② 診療内容証明書(Form A)	渡航先の医師が記入、署名したもの
③ 領収明細書(Form B)	渡航先の医療機関が記入、署名したもの
④ 日本語と訳文(上記②並に③)	翻訳者の住所、氏名が記載され押印されているもの
⑤ 領収書	渡航先の医療機関で治療費を支払った領収書の原本
⑥ パスポート (渡航先で受診された方の氏名、国内及び渡航先の出入国の押印があるページの写し)	支給申請された受診日が当該渡航期間であることを確認させていただきます
⑦ 同意書	当組合が渡航先の医療機関との情報連携やその他の業務を委託する場合に必要なため

注意

▲提出書類はパスポート以外の全てを原本で提出してください。
▲海外療養費の不正請求を未然に防止するため、審査を強化しております。必要に応じて現地の医療機関等に診療の有無や内容を照会させていただきます。ご了承ください。

夏休みに
ディズニーリゾートへ
出かけよう



特別利用券を利用
すると1人2,000円
割引で入園できます

※3才以下のお子様は
無料の為、発行する
ことができません



マイナンバー

社会保障・税番号制度

マイナンバー制度が始まります!!

マイナンバーの通知カードは、平成27年10月から住民票を有する全ての方に（中長期在留者、特別永住者等の外国人の方も含む）に配布されます。住民票上の住所と住んでいる住所が違う方は、マイナンバーの通知カードが届かない可能性がありますのでご注意ください。また、住所を変更して当組合に届け出をしていない方も早急に住所変更の手続きをお願い致します。マイナンバーは、行政手続き等において一生使い続けることとなり、将来的には多くの分野において使用することとなります。平成28年1月以降は、保険証の交付、保険給付等（高額療養費等の現金給付）の申請の際に必要となります。国保組合においても平成29年7月以降（予定）に医療保険者としてマイナンバーを取り扱うこととなるため、マイナンバーの通知カードは無くさないように大切に保管して下さい。

住所変更・家族の異動は
14日以内に届出を